

グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2019 年第 9 号

今回のテーマ:納税信用評価格付

――企業にとって最重要なコア競争力のひとつ。あなたは今日チェックしましたか?

納税信用システム構築の推進に伴い、良好な納税信用評価は納税者の市場参入及び企業の安全運営における重要な資産となっている。国家税務総局は2014年に納税信用評価について具体的な評価方法(国家税務総局公告2014年第40号「納税信用管理弁法(試行)」、以下「40号公告」と略称する。)を発表することで、賞罰制度の充実、自律的な納税の促進、納税者のコンプライアンス向上、階層管理の実現の主旨を明らかにした。国務院の「放管服(行政の簡素化と権限の移譲、権限の移譲と管理の結合、行政サービスの最適化)」における綱領的な要求の進化に伴い、企業の納税信用評価は税務関連以外のその他日常の企業運営にも大きな影響を与えている。

ここで、納税信用評価の具体的な評価方法・評価プロセス・企業の日常対応及び A 級信用への逆転についてアドバイスする。

主な内容

◆ 基本評価基準

- 評価期間:税務機関は毎年4月に前年度の納税信用評価結果を確定し、納税者は税務機関に対して自身の評価に関する照会が可能である。評価年度は西暦1月1日から12月31日までである。
- 評価得点制度:各指標項目から減点方式により採点する。
- 得点の起点:納税者が経常性指標と非経常性指標情報を完備している場合は100点から、非経常性指標が欠けている場合は90点から減点する。
- 点数構成:納税信用等級評価指標累計値は100点である。具体的な基準は次のとおりである。1. 税務登記状況、2. 納税申告状況、3. 帳簿・証憑管理状況、4. 納税状況、5. 税収法律・行政法規違反行為に関する処罰状況

◆ 事例

各地の評価標準は異なる。ここでは、上海市税務局のやり方を例として、評価方法を説明する。

- 帯納、脱稅:11点減点
- 期限内に源泉しない、口座の設立(変更)報告をしていない:5点減点
- 期限内に財務諸表を提出しない(1回ごと)、紙の発票に発票専用章を捺印しない:3点減点
- 規定通りに税金徴収コントロールシステムで保管しておらず、紛失する(1回ごと):1点減点
- 追徴課税はなく、2,000 元以下の罰金で且つ納付済(1回ごと):1点減点

年度終了後、上海市税務局は各納税者のシステム記録に基づく最初の評価結果を各支所の専管員へ 配送する。 専管員は自らが把握している具体的な状況により、その点数を調整し、調整状況を区税務局 へ報告する。

◆ 具体的な採点基準及び対応する分類管理

等級	標準	分類管理
14X	90点以上	税務当局は主体的に社会に対して、A級納税者のリストを公表する。 一般納税者は1回に3ヶ月分の増値税発票の使用量を受領することが可能であり、増値税発票の使用量を調整する必要があ
Α	90点以上でもA級評価とならないケース: ・実際の生産経営期間が3年に満たない場合 ・前評価年度の納税信用評価結果がD級の場合 ・正常ではない原因により、前評価年度の増値税或いは営業税が連続して3ヶ月或いは累計6ヶ月においてゼロ、或はマイナスで申告している場合 ・国家統一の会計制度規定に照らして帳簿を設置し、合法で有効なエビデンスによる計算に基づき、税務機関へ正確な税務資料を提出することができない場合	る場合、即時に対応する。 3. 納税者は、需要に基づき、普通発票を使用できる。 4. 3年連続でA級格付を付与された場合、納税者は上記に加えて、税務機関の優先受付窓口(中国語:緑色通道)、或いは専門人員による税務関連事項の処理サポートを享受できる。 5. 税務機関及び関連部門が共同して奨励措置を実施し、現地の実情に沿ったその他奨励措置を採用する。 6. 繰延仕入増値税の還付制度。 7. 税務抹消時、「承諾制」を採用し処理することが可能。
В	70点以上90点未満	 税務局は通常管理を行い、適時に税収政策・管理規定の指導を行う。なお、信用評価状態の変化により、部分的に上記のA級の奨励措置を行う。 繰延仕入増値税の還付制度。 税務抹消時、「承諾制」を採用し処理することが可能。
М	「信用管理弁法」第二十条に規定されている信用喪失行為(※) が発生していないことを前提に、新会社で、評価年度内に業務収入が 発生しておらず、且つ年度評価指標得点が70点以上	 適時に税収政策・管理規定の指導を行う。 親会社の納税信用がA級である場合、M級納税者の税務抹消時、「承諾制」を採用し処理することが可能。
С	40点以上70点未満	厳格に管理する。なお、信用評価状態の変化により、部分的に下記のD級の処罰措置を行う。
D	40点未満若しくは直接D級格付 1. 納税逃れ、追徴納税逃れ、輸出税金還付の詐取、増値税専用	1. D級納税者及びその直接の責任者の名簿を公開し、その直接の責任者により登記・登録、或いは経営責任を負うその他納税者に対し、直接D級格付を付与する。 2. 増値税専用発票の受領は、一般納税者政策の指導期間に照らして処理する。また、普通発票の受領は、使用済のものを提出してから新しいものが交付され、更に厳格な数量制限の設定により提供される。 3. 輸出増値税還付の審査を強化する。 4. 納税評価を強化し、送付された各種資料を厳格に審査する。 5. 重点監督管理の対象とし、調査頻度を高める。違反行為に対しては処罰のうち最低基準を適用する事は認めない。 6. 格付結果は、関連部門に通報し、経営、投融資、政府提供の土地取得、輸出入、入出国、新会社の登録、プロジェクトの入れ、政府購買、安全許可、生産許可、就業資格、資質審査等において制限或いは禁止を勧告する。 7. D級格付は2年間留保され、第3年目においてA級評価はできない。 8. 税務局は関連部署と連携して処罰を実施し、実際の状況により、その他厳格管理措置を講ずることができる。
直接D級格付となるケース	日罪を犯している 前項の行為が存在し、罪は犯していないが、脱税(納税逃れ)金額が10万元以上目つ各種納税総額の10%以上、或いは追徴 内税逃れ、輸出税金還付の詐取、増値税専用発票の架空発行等の税収違法行為が存在し、既に税金、滞納金、罰金を納めて いる。 規定期限内に、税務機関が出した結論に基づいて税金、滞納金、罰金を納付しない、或いは納付額が不足している。 暴力、威嚇によって納税に抵抗或いは拒絶したり、税務機関が実施する法に則った税務に係る取調執行行為を妨害する。 増値税発票管理規定の違反或いはその他発票管理規定の違反行為が存在し、その他単位或いは個人に未納、過少納付、或い は税金が詐取されるケースを招いている。 虚偽の申告資料を提供して税収優遇政策を享受している。 国家輸出税金還付を詐取し、輸出税金還付(免除)資格を停止され、その期日が到来していない。 非正常納税者の記録がある、或いは非正常納税者の直接の責任者が登記・登録、或いは経営している。 D級納税者の直接の責任者が登記・登録、或いは経営している。 税務機関が法に則り認定したその他重大な信用を失墜する状況が存在する。	

お見逃しなく

- ▶ 税務機関の公開ルートを通じて、お早めに信用評価結果を照会してみてはいかがでしょうか。(ネット 税務申告システム、税務局ホール、専管員等)
- ▶ 信用評価結果に異議がある場合、書面資料を提出し、結果について再確認ができる。税務局は再確認申請を受理してから15営業日以内に再確認を完了する。
- ▶ 良好な信用評価結果は一朝一夕の努力ではなく、持続的な努力と維持を必要とする。以下の事項 について、事後管理が必要である。
 - 良好な税務関連事項、内部管理、承認プロセスの管理。
 - 定期的に専門家にチェック・提案を依頼。 (特に取引形態の変更及び重大な事項が発生する場合)
 - 減点処罰に直面する場合、専門家に主管税務局との交渉を依頼しながら、良好な評価点数を 維持することを要求する。

以上



© 2019 会計師事務所(特殊普通パートナーシップ)。版権所有。

「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。

致同会計師事務所(特殊普通パートナーシップ)はGrant Thornton International Ltd(GTIL,致同国際)のメンパーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンパーファームはグローパルパートナーシップ関係ではありません。GTIL(致同国際)及び各メンパーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンパーファームより提供します。GTIL(致同国際)はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL(致同国際)及び各メンパーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。

当該速報に含まれる情報は参考の用のみに使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。